

第百二十号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。
別表五の部同村山特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

武蔵村山市緑が丘千四百六十番地一

別表五の部同清瀬特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

清瀬市中里四丁目七百八十八番地一

附 則

この条例は、令和五年九月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立村山特別支援学校及び東京都立清瀬特別支援学校の位置を変更する必要がある。